**平成２３年（フ）第１３５号**
鳥取県八頭郡八頭町門尾147番地３
債務者　田中　伸一
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３９号**
鳥取県鳥取市国府町上地449番地１
債務者　谷口　幸子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１４２号**
鳥取県鳥取市用瀬町用瀬151番地２
債務者　寺澤　令子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３０号**
松江市大庭町19番地　長者原マンション101
債務者　新田　文恵
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５３１号**
広島県大竹市玖波４丁目11番22号
債務者　山手　賢治
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８１２号**
広島市安佐南区古市３丁目13番12―204号
債務者　大谷　通雄
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０３号**
広島市南区皆実町４丁目４番14―201号
債務者　有川　藤雄
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０５号**
広島県安芸高田市八千代町下根561番地
債務者　善重　弘惠
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７８号**
広島県三原市小泉町1019番地７
債務者　近藤　　強
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第９３号**
広島県三原市久井町羽倉1286番地
債務者　西田　直子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１０３号**
広島県三原市本郷南１丁目10番１号
債務者　渡辺　正規
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１０４号**
広島県尾道市向東町9742番地２
債務者　土生　晃弘
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１０６号**
広島県尾道市山波町471番地１
債務者　木本　教司
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１０８号**
広島県尾道市向島町9683番地７
債務者　大洋ルーフセンターこと　山本　昭博
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１１１号**
広島県尾道市美ノ郷町三成224番地５　301号
債務者　佐藤　文昭
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１１２号**
広島県尾道市栗原東２丁目18番52―301号
債務者　和田　博雄
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第１１３号**
広島県尾道市栗原東２丁目18番52―301号
債務者　和田恵美子
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第２４１号**
愛媛県伊予市大平甲685番地
債務者　武領由加里
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松山地方裁判所